

## 尾張旭市文化・スポーツ全国大会等出場者激励費支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の文化・芸術及びスポーツの振興を図るため、その活動において優秀な成績を収め、本市の代表として全国規模の大会等（以下「全国大会」という。）や国際的な大会等（以下「国際大会」という。）に出場する個人又は団体（その分野で生計を立てているものを除く。）に対し、激励費を支給することについて、必要な事項を定める。

(支給対象大会)

第2条 支給対象となる全国大会又は国際大会（以下「全国大会等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国の主催、共催若しくは後援があるもの又は主催が法人であって、社会的に広く認知されている大会（例：チャイコフスキー国際コンクール、ミュンヘン国際音楽コンクール、日本音楽コンクール、国民文化祭、日展、二科展等に類するもの。）
- (2) 県内又はこれに準じる区域を超える規模の予選又は選考会等を経て出場する大会（例：オリンピック、パラリンピック、世界選手権、アジア大会、国民体育大会、インターハイ、ねんりんピック、囲碁・将棋全国大会等に類するもの。）
- (3) その他市長が適当と認めた大会

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、全国大会等に出場する個人又は団体で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住民登録があるもの
- (2) 市内に所在する学校に所属する団体又は当該学校に在学する者
- (3) 市内に所在する事業所に所属する団体又は当該団体に所属する者
- (4) その他市長が激励費の支給を適当と認めたもの

(支給額)

第4条 激励費の支給区分及び支給額は別表のとおりとし、同一年度において1回の交付を限度とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(支給の申請)

第5条 激励費の支給を受けようとするものは、全国大会等出場者激励費支給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 要項等の大会の内容が記載された書類
- (2) 出場登録者名簿

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 支給の申請は、本人（未成年の場合は、その保護者）又は団体の代表者が行うものとする。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、この基準に適合すると認めたときは、激励費を支給する。

（結果の報告）

第7条 激励費の支給を受けた者は、当該大会への出場後、速やかに全国大会等出場結果報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

（返還）

第8条 激励費の支給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、全国大会等出場者激励費支給申請取下書（第3号様式）を提出し、支給を受けた激励費を返還しなければならない。

- (1) 支給申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 全国大会等に出場しなかった場合
- (3) その他市長が第1条の趣旨等に反すると認めた場合

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

| 支給区分 | 支給額                                  |
|------|--------------------------------------|
| 全国大会 | 1人につき10,000円（ただし団体種目については上限100,000円） |
| 国際大会 | 1人につき30,000円（ただし団体種目については上限300,000円） |